

学校法人会計のあらゆる疑問を
175のQ&Aで詳しく解説

Q&A 学校法人の 新会計実務

—平成25年改正学校法人会計基準対応—

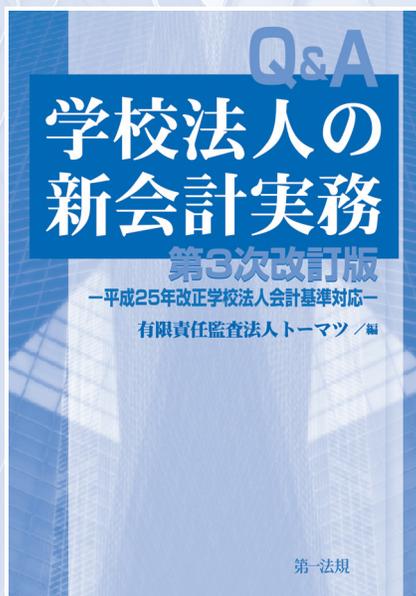
第3次改訂版

有限責任監査法人トーマツ 編

A5判・549頁・定価：本体4,000円+税

本書の特色

- 学校法人が計算書類を作成するときに従うべき「学校法人会計基準」をもとに、学校法人会計の実務をQ&A形式で解説。
- 学校法人会計の実務に携わっている方の疑問の解決に役立つよう、重要な論点を175のQ&Aで網羅的に解説した実務家必読の一冊。
- 学校法人会計になじみのない方にも理解しやすいよう、わかりやすく解説。入門書としても最適。



- 平成25年改正学校法人会計基準 対応版
 - 平成27年度から大学・短大等（文部科学大臣所轄学校法人）に適用
- ※高校・中学校・小学校・幼稚園等（都道府県知事所轄学校法人）は、平成28年度よりご利用できます。
平成27年度までは、「第2次改訂版 Q&A学校法人の会計実務」をご利用ください。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

目次

- 第1章 学校法人会計のしくみ
- 第2章 資金収支関連項目
- 第3章 活動区分資金収支項目
- 第4章 事業活動収支関連項目
- 第5章 貸借対照表関連項目

- 第6章 基本金関連項目
- 第7章 計算書類の注記事項
- 第8章 部門別会計関連項目
- 第9章 収益事業と学校法人の税務
- 第10章 その他

内容見本

Q3-1

活動区分資金収支計算書の意義とは？

学校法人会計基準の改正に伴い、活動区分資金収支計算書の作成が求められることになりました。この活動区分資金収支計算書はどのような計算書で、何故作成するのでしょうか。また、どのような様式が教えて下さい。

A 1 活動区分資金収支計算書の定義

活動区分資金収支計算書とは、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算額を以下①～③に掲げる活動ごとに区分して記載する計算書です（「基準」第14条の2）。

- ① 教育活動による資金収支
- ② 施設整備等の活動による資金収支
- ③ その他の活動による資金収支

2 活動区分資金収支計算書の作成が求められることになった理由

資金収支計算書は、収入と支出が目的として、収入と支出とも総額で表示されます。しかし近年、①学校法人における活動の多様化が進み、本業の教育研究活動以外の活動が増加していること、②建学の精神に基づき教育が提供され続けていくためにどのような取り組みがなされているかについて、財務的な観点から分かりやすく把握できるようにするよう求められて

175のQ&Aで
具体的に解説

●第4章 事業活動収支関連項目●

支差額の累積額である「前年度繰越収支差額」に加算する形で記載します。

基本金の修正額は、厳密には過年度の基本金組入額の修正であるので、基本金取崩額と同様に「前年度繰越収支差額」に加減算すべきとも考えられますが、基本金対象資産に変更があるわけでもなく、通常、修正金額が多額にはならないので、「基本金組入額合計」の中で修正増減差額を調整（相殺）して一括表示することとされています。

基本金に係る事業活動収支計算書

事業活
平成〇〇
平成〇〇

重要な計算書は
記載例を掲載

	事業活動収支計算書				
	科目	予算	決算	差異	
教育活動収入の部	学生生徒等納付金				
	手数料				
	寄付金				
	経常費等補助金				
	付随事業収入				
	雑収入				
	教育活動収入計				
	事業活動支出の部	人件費			
		教育研究経費			
		管理経費			
徴収不能額等					

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

